

# 評議員報酬規程

社会福祉法人 朝日会

## 第1章 総則

### (目的)

#### 第1条

この規程は、社会福祉法人朝日会（以下「法人」という。）の評議員の報酬について定款第一章 第八条の規定に基づき、評議員報酬について定めるものとする。

### (理事会及び評議員会への出席報酬)

#### 第2条

評議員が下記の会議・行事に出席した場合には、次の報酬を支給する。

理事会・評議員会への出席については、1回当りの出席者に対し、5千円（税引後）の報酬を現金で支払う。（法令の定めるところの控除すべき金額を控除して、支給する。）

又、その他評議員としての参加行事についても同額を支払う。（但しボランティア活動は除く）

3年以上評議員の任に当った評議員は、辞職時に餞別金3万円を支給する。

その他については報酬を支給しないものとする。

### (公表)

#### 第3条

当法人は、この規定をもって社会福祉法第三十二条の第三項に定める報酬の支給の基準として公表する。

#### 第4条

評議員がその業務のために出張する場合、旅費（交通費、宿泊料）は実費を支給する。

### (改廃)

#### 第5条

この規程の改廃は、理事会、評議員会の承認を受けて行う。

### (補則)

#### 第6条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

### 附則

この規程は平成29年 4月 1日から施行する。